

証券コード 4926
平成25年6月4日

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目18番12号
株式会社シーボン
代表取締役社長 金子靖代

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール Hall A
(会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないよう末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第48期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
4. 議決権行使についてのご案内
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cbon.co.jp/company/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界景気の減速等に影響を受けたものの、政府による経済財政運営に伴う景気回復への期待感を背景に、円安・株高傾向や消費者の購買意欲の改善等により、回復の兆しが見られました。しかしながら、海外景気の下振れリスクや雇用・所得環境の変化が及ぼす個人消費への影響については不透明な状況が続いております。

こうした経営環境の中、当社は創業以来、「お客様の美を創造し演出する会社」として、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、全国100店舗を超える直営店において、自社で研究開発・製造した化粧品の販売に加え、アフターサービスという独自の付加価値をつけることにより、他メーカーとの差別化を図っております。また、「顧客数の拡大」を経営指針として、平成25年3月期から平成27年3月期までの新中期経営計画をスタートし、ブランド力の強化等による新規顧客の獲得とともに、顧客満足度の向上による既存顧客のロイヤルカスタマー化を推進しております。

このような事業活動を推し進めた結果、当社は、平成25年3月22日をもちまして、東京証券取引所市場第二部より同市場第一部に指定されました。今後もステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、さらなる業容の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

当事業年度におきましては、7月には博多店、9月には尼崎店、12月には枚方店をオープンしたことで西日本の販売網の強化を図り、直営店は合計107店舗となりました。また、新規顧客獲得のため、J Rの駅や大型商業施設等において積極的なイベント活動を展開するとともに、新たにウェブを活用したプロモーションの強化や異業種企業の顧客網を活用した集客活動を展開することで、認知度の向上と顧客獲得ルートの多様化を推し進めてまいりました。

既存顧客におきましては、定期的に店舗へご来店いただける企画の実施や定番美容液『F Pプログラム14S』増量キャンペーン(9月)、歳末キャンペーン(12月)、毎年

好評の酵素洗顔料『ファーマメントパウダー』増量キャンペーン（2月）やメールアンケートを積極的に活用したきめ細やかなサービスの提供を徹底するとともに、会員制度の拡充としてポイントを利用した新サービスの開始など、顧客の利便性向上を図ってまいりました。

このように「顧客数の拡大」に向け、新規顧客及び既存顧客のすそ野拡大を積極的に図った結果、顧客単価は下落したものの、新規来店者数及び既存顧客の来店者数ともに増加いたしました。

製品におきましては、下記のとおり期間限定製品等を発売いたしました。

- ・ 4月：紫外線量が気になる春からの美白対策として、美白スキンケアラインのホワイトシリーズより、非売品の油性美容液を追加した期間限定セットを発売。
- ・ 5月：昨年発売した夏のダメージ肌に働きかけるサロンケア専用のスペシャルケアセット『SPA PJ-W』をバージョンアップし、期間限定で発売。
- ・ 6月：肌の悩みに応じてカスタマイズできるサロンケア専用スペシャルトリートメントパック5種（顔用・部分用）をバージョンアップして発売。
- ・ 7月：健康飲料である酵素美人シリーズに、ピンクグレープフルーツ味の『酵素美人-赤』を新たに加えて発売。
- ・ 8月：主力製品であるクレンジングマッサージクリーム『トリートメント マセ』をベースにエイジングケアをプラスした『コンセントレート NPマセ』を顧客の要望に応え数量限定発売。
- ・ 10月：年齢とともに増加する肌の悩みを集中ケアするサロンケア専用のスペシャルケアセット『SPA CO-L』を期間限定で発売。
- ・ 11月：うるおいを閉じ込めて美肌成分を引き込む導入美容液『コンセントレート ハイドレーターS』を発売。  
収穫されたばかりの巨峰ストレート果汁を使用した健康飲料『葡萄美人-2012』を数量限定発売。
- ・ 12月：生姜を使った健康飲料『酵素美人-金』を数量限定発売。
- ・ 1月：髪のエイジングケア対策として、頭皮環境を整えて髪に活力を与えるヘアケア製品『カンピセイ スカルプシリーズ』を新発売。8月に発売した『コンセントレート NPマセ』を好評につき数量限定発売。

以上の販売活動を実施した結果、直営店舗における売上高は13,736,031千円（前期比0.9%減）となりました。

当事業年度の業績は、売上高14,147,899千円（前期比0.6%減）となり、利益面におきましては、主に積極的な集客活動及び認知度向上を目的とした広告宣伝費等が前年に比べて増加したため、営業利益876,954千円（前期比37.1%減）、経常利益930,360千円（前期比34.8%減）、当期純利益493,153千円（前期比90.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、販売網の拡大を図るべく直営店を3店舗開設し、3店舗を改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、3店舗を移設いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は378,430千円（出店に伴う敷金保証金を含む）となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は53,235千円であり、これは、生産部施設や店舗の移転・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 45 期<br>(平成22年3月期) | 第 46 期<br>(平成23年3月期) | 第 47 期<br>(平成24年3月期) | 第 48 期<br>(当事業年度)<br>(平成25年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 14,936,149           | 14,639,366           | 14,228,157           | 14,147,899                      |
| 経 常 利 益 (千円)           | 1,392,892            | 1,397,662            | 1,426,346            | 930,360                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 834,018              | 674,969              | 259,421              | 493,153                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 196.56               | 159.08               | 61.14                | 120.46                          |
| 総 資 産 (千円)             | 10,945,513           | 11,031,696           | 11,099,719           | 11,239,186                      |
| 純 資 産 (千円)             | 8,415,025            | 8,740,111            | 8,644,557            | 8,581,336                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 1,983.30             | 2,059.96             | 2,037.45             | 2,097.13                        |

(注) 平成21年7月16日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

中期経営計画実現のため「新規集客力の強化」、「既存顧客の継続率の向上」、「顧客受入れ態勢の強化」の3つの項目を掲げておりますが、当事業年度の業績を踏まえ、下記の項目を今後の重要課題と認識しております。

### ①新規集客力の強化

新規集客力の強化のため、空白地域への出店等による販売チャネルの拡大とともに、女性のライフスタイルの変化に対応した各種広告や口コミ等によるブランドイメージの向上を図ることで、集客を行いやすい環境の整備を目指しております。

当事業年度は、西日本への着実な出店を継続し、各種イベント活動の実施やウェブを活用したプロモーション、異業種の顧客網を活用した集客を実施いたしました。

今後は、イベント活動を軸に、ウェブ・ソーシャルメディアを活用した広告の展開によるブランドイメージの向上と新規顧客獲得に向けた通販事業の強化を推し進めるとともに、空白地域への出店や新たなコンセプトを打ち出した店舗等を展開してまいります。

## ②既存顧客の継続率の向上

既存顧客の継続率の向上のためには、顧客満足度の向上が重要な課題であると考え、多様化する顧客ニーズやご利用状況に応じたサービスの提供とメールアンケートを活用した接客の質の向上を目指しております。

前事業年度における東日本大震災以後の新規集客活動の自粛等が顧客の積み上げに影響したことによって、当事業年度の既存顧客の売上高は減少いたしました。しかしながら、当社の成長の源泉であるロイヤルカスタマーは着実に増加しており、今後も当社を未長くご利用いただけるよう、顧客志向のサービス評価制度（顧客満足度評価の結果を店舗美容販売員の評価にフィードバックする制度）等を通じて接客の質を向上させてまいります。また、当事業年度よりサービスを開始した「Perfect Beauty Room」をモデルに、これまでのアフターサービスに加え、フェイシャルサービス以外にもポイントを使用した多様なサービスを提供する店舗の拡充やご利用状況に応じた来店・販売促進策等を積極的に展開してまいります。さらに、店舗へのご来店が難しいお客様に対しては、通販に対応した製品のご提案等によって、利便性の向上を図り、継続してご利用いただける販売体制を構築してまいります。

## ③顧客受け入れ態勢の強化

顧客受け入れ態勢の強化のためには、従業員の個性・能力の発揮と顧客ニーズを的確に捉えた製品ラインの投入が重要な課題であると考え、優秀な人材の確保・育成と製品開発体制の強化を目指しております。

今後も魅力的な製品・サービスを提供するため、引き続き優秀な人材の確保・育成を行うとともに、ダイバーシティの推進や人事・研修制度を充実させることで、従業員の満足度向上と定着化を図り、従業員のパフォーマンスを最大化できる職場環境を整えてまいります。

また、当社の強みでもある機能別製品のさらなる充実を図るため、業界の技術動向や市場ニーズを調査するとともに、研究開発部門への積極的な人材投入、設備投資、外部研究機関との提携などにより、研究開発力を強化します。さらに、ISO9001による品質管理体制の継続的改善を進めていく一方で、需要の変動に対して生産を柔軟に調整できるより機動的な生産体制と、在庫の適正化と在庫回転率の向上を同時に実現できる物流体制を構築するための設備投資を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

- ① 本店 東京都港区六本木七丁目18番12号
- ② メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」  
神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
- ③ シーボン美容研究所 栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④ 直営店 フェイシャリストサロン107店舗
- ⑤ 集客拠点 14ヶ所

(7) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 当社の従業員数の推移

| 部 門 区 分     | 従 業 員 数 ( 名 ) | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 ( 名 ) |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 本 社 部 門     | 152 (151)     | △ 5 (34)                |
| 直 販 営 業 部 門 | 911 (351)     | 16 (△107)               |
| 生 産 部 門     | 48 (52)       | 8 (4)                   |
| 合 計         | 1,111 (554)   | 19 (△69)                |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の( )は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

|        | 従業員数(名)     | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|--------|-------------|---------|-----------|
| 男 性    | 70 (9)      | 41.1    | 12.6      |
| 女 性    | 1,041 (545) | 33.1    | 6.4       |
| 合計又は平均 | 1,111 (554) | 33.6    | 6.8       |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の( )は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 4,243,000株  |
| (3) 株主数        | 7,820名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                           | 所有株式数   | 持株比率   |
|-------------------------------|---------|--------|
| 犬塚雅大                          | 1,406千株 | 33.16% |
| シーボン従業員持株会                    | 256     | 6.05   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 150     | 3.56   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                 | 120     | 2.83   |
| 犬塚公子                          | 95      | 2.25   |
| 安田亜希                          | 95      | 2.25   |
| 望月暁一                          | 81      | 1.92   |
| 藤井達夫                          | 70      | 1.67   |
| 松下広美                          | 70      | 1.65   |
| 金子靖代                          | 63      | 1.51   |

- (注) 1. 所有株式数は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（159株）を控除し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。  
3. 持株比率の計算上、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員持株会信託型E S O P）の保有する150千株を含めて計算しております。



(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会においてその詳細を決議しております。

本制度は、「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「従業員持株会信託」）を設定し、従業員持株会信託は持株会が今後4年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。その後、従業員持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は150,900株であります。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成25年3月31日現在)

|             | 第1回新株予約権                     |
|-------------|------------------------------|
| 発行決議日       | 平成22年7月16日取締役会決議             |
| 目的となる株式の種類  | 普通株式                         |
| 発行価額        | 無償                           |
| 行使価額        | 1株当たり1,540円                  |
| 新株予約権の数及び株数 | 260個 (26,000株)               |
| 役員の保有状況     | 取締役6名<br>(社外取締役を除く)          |
| 権利行使期間      | 自 平成24年7月31日<br>至 平成31年7月30日 |
| 行使の条件       | 注                            |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
  - ②譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
  - ③その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 上記のうち取締役1名については、取締役就任前に付与された新株予約権であります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況               |
|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 犬 塚 雅 大   | －                                     |
| 代表取締役社長   | 金 子 靖 代   | －                                     |
| 取 締 役     | 久 保 田 英 男 | 直販営業部担当                               |
| 取 締 役     | 本 村 善 文   | 社長室担当                                 |
| 取 締 役     | 崎 山 一 弘   | 直販営業部担当                               |
| 取 締 役     | 朱 峰 玲 子   | 営業推進部担当                               |
| 取 締 役     | 諏 佐 貴 紀   | 管理部担当                                 |
| 取 締 役     | 三 上 直 子   | 生産部担当                                 |
| 取 締 役     | 高 橋 健     | －                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 石 原 栄 一   | －                                     |
| 監 査 役     | 古 川 雅 一   | 海南監査法人代表社員 公認会計士<br>株式会社ACCCESS 社外監査役 |
| 監 査 役     | 土 屋 奈 生   | 隼あすか法律事務所パートナー 弁護士                    |

- (注) 1. 取締役 高橋健氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 石原栄一氏、監査役 古川雅一氏及び監査役 土屋奈生氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高橋健氏、常勤監査役 石原栄一氏及び監査役 土屋奈生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) については、平成24年6月2日に上場廃止となっておりますが、取締役 高橋健氏及び常勤監査役 石原栄一氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりました。
5. 取締役 高橋健氏は、平成25年3月22日までジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社取締役会長を兼務しておりました。
6. 監査役 古川雅一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成25年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| (氏名) | (当社における地位及び担当) |         |
|------|----------------|---------|
| 清水和子 | 執行役員           | 美容指導担当  |
| 大森慎一 | 執行役員           | 管理部担当   |
| 中原法子 | 執行役員           | 直販営業部担当 |

## (2) 当事業年度中に退任した監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                          |
|------|------------|------|----------------------------------------------|
| 笹浪恒弘 | 平成24年6月26日 | 辞任   | 当社社外監査役<br>卓照綜合法律事務所 弁護士<br>電気化学工業株式会社 社外監査役 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区              | 分   | 支給人数      | 支給額           |
|----------------|-----|-----------|---------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 取締役 | 9名<br>(1) | 270百万円<br>(6) |
| 監<br>(うち社外監査役) | 監査役 | 4<br>(4)  | 19<br>(19)    |
| 合<br>(うち社外役員)  | 計   | 13<br>(5) | 290<br>(26)   |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。また、別枠で平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金の繰入額として計上した取締役9名に対し16.7百万円（うち社外取締役1名に対し0.2百万円）、監査役3名に対し0.7百万円（うち社外監査役3名に対し0.7百万円）を含んでおります。
5. 上記の支給額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として取締役6名分、0.7百万円を含んでおります。

6. 上記以外に、平成18年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定金額は取締役3名で22百万円となっており、当該金額はすでに未払金として計上済みとなっております。なお、支給時期は各該当役員の退任時としており、本株主総会終結の時をもって退任する取締役3名のうち2名に対して15百万円を支払う予定であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係
- ・取締役 高橋健氏は、平成25年3月22日までジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社取締役会長を兼務しておりました。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 古川雅一氏は、海南監査法人の代表社員、株式会社ACCESSの社外監査役であります。なお、当社と同2法人との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 土屋奈生氏は、隼あすか法律事務所のパートナーであります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|                    | 活 動 状 況                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 高 橋 健          | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。      |
| 常 勤<br>監査役 石 原 栄 一 | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、監査体制の充実に寄与し、日常的にも助言・提言を活発に行っております。 |
| 監査役 笹 浪 恒 弘        | 平成24年6月26日退任までに開催された取締役会5回全て、監査役会4回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。            |
| 監査役 古 川 雅 一        | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。                  |
| 監査役 土 屋 奈 生        | 平成24年6月26日就任以降に開催された取締役会14回全て、監査役会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。               |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 高橋健氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役 石原栄一氏、監査役 笹浪恒弘氏、監査役 古川雅一氏及び監査役 土屋奈生氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額  | －百万円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守する。
  - ② 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視する。
  - ③ 役員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙する。
  - ④ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を定期的に取り締り会・監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに及び参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行う。
  - ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。

- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価する。監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備する。
  - ② 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に取締役・執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定する。
  - ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置する。
  - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席することができる。
  - ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
  - ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。



7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保する。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としている。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備する。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部      |            |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 流動資産      | 5,655,997  | 流動負債         | 1,949,881  |
| 現金及び預金    | 3,210,331  | 買掛金          | 140,091    |
| 売掛金       | 1,130,897  | リース債務        | 2,181      |
| 有価証券      | 100,230    | 未払金          | 799,342    |
| 商品及び製品    | 331,938    | 未払費用         | 180,668    |
| 仕掛品       | 95,473     | 未払法人税等       | 254,187    |
| 原材料及び貯蔵品  | 390,026    | 未払消費税等       | 48,640     |
| 前払費用      | 97,075     | 未払受入金        | 4,296      |
| 繰延税金資産    | 273,672    | 賞与引当金        | 23,703     |
| その他       | 27,058     | 役員賞与引当金      | 17,400     |
| 貸倒引当金     | △704       | ポイント引当金      | 458,023    |
| 固定資産      | 5,583,189  | その他          | 21,347     |
| 有形固定資産    | 3,914,079  | 固定負債         | 707,968    |
| 建物        | 2,127,744  | 長期借入金        | 235,756    |
| 構築物       | 135,307    | リース債務        | 7,829      |
| 機械及び装置    | 65,427     | 長期未払金        | 100,987    |
| 車両運搬具     | 10,431     | 資産除去債務       | 272,530    |
| 工具、器具及び備品 | 183,284    | その他          | 90,865     |
| 土地        | 1,378,554  | 負債合計         | 2,657,850  |
| 建設仮勘定     | 13,330     | 純資産の部        |            |
| 無形固定資産    | 124,340    | 株主資本         | 8,532,562  |
| ソフトウェア    | 45,490     | 資本金          | 449,547    |
| 電話加入権     | 78,337     | 資本剰余金        | 333,447    |
| その他       | 512        | 資本準備金        | 333,447    |
| 投資その他の資産  | 1,544,769  | 利益剰余金        | 7,984,596  |
| 投資有価証券    | 300,340    | 利益準備金        | 37,758     |
| 破産更生債権等   | 299        | その他利益剰余金     | 7,946,838  |
| 長期前払費用    | 17,789     | 固定資産圧縮積立金    | 16,725     |
| 繰延税金資産    | 148,759    | 別途積立金        | 100,000    |
| 保険積立金     | 235,329    | 繰越利益剰余金      | 7,830,112  |
| 敷金及び保証金   | 826,549    | 自己株式         | △235,028   |
| その他       | 41,000     | 評価・換算差額等     | 42,022     |
| 貸倒引当金     | △25,298    | その他有価証券評価差額金 | 42,022     |
| 資産合計      | 11,239,186 | 新株予約権        | 6,751      |
|           |            | 純資産合計        | 8,581,336  |
|           |            | 負債純資産合計      | 11,239,186 |

# 損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 14,147,899 |
| 売上原価         |         | 2,743,534  |
| 売上総利益        |         | 11,404,365 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 10,527,410 |
| 営業利益         |         | 876,954    |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 17,891  |            |
| 受取家賃         | 48,686  |            |
| その他          | 4,647   | 71,225     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 1,592   |            |
| 株式公開費用       | 4,000   |            |
| 社宅等解約損       | 431     |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 11,500  |            |
| その他          | 296     | 17,820     |
| 経常利益         |         | 930,360    |
| 特別利益         |         |            |
| 受取補償金        | 11,000  | 11,000     |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 53,235  |            |
| 減損損失         | 6,803   | 60,039     |
| 税引前当期純利益     |         | 881,320    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 406,635 |            |
| 法人税等調整額      | △18,468 | 388,167    |
| 当期純利益        |         | 493,153    |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項目                          | 株 主 資 本 |         |             |               |                 |             |           |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|---------------|-----------------|-------------|-----------|-------------|----------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利 益 剰 余 金     |                 |             |           | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備<br>金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |           |             |          |            |
|                             |         |         |             | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金           | 繰越利益<br>剰余金 |           |             |          |            |
| 平成24年4月1日 期首残高              | 449,547 | 333,447 | 333,447     | 37,758        | 18,340          | 100,000     | 7,717,199 | 7,873,298   | △227     | 8,656,065  |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |             |               |                 |             |           |             |          |            |
| 剰余金の配当                      |         |         |             |               |                 |             | △381,855  | △381,855    |          | △381,855   |
| 固定資産圧縮積立<br>金の取崩し           |         |         |             |               | △1,614          |             | 1,614     | -           |          | -          |
| 当期純利益                       |         |         |             |               |                 |             | 493,153   | 493,153     |          | 493,153    |
| 自己株式の取得                     |         |         |             |               |                 |             |           |             | △309,955 | △309,955   |
| 自己株式の処分                     |         |         |             |               |                 |             |           |             | 75,154   | 75,154     |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額) |         |         |             |               |                 |             |           |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -       | -           | -             | △1,614          | -           | 112,912   | 111,297     | △234,800 | △123,502   |
| 平成25年3月31日 期末残高             | 449,547 | 333,447 | 333,447     | 37,758        | 16,725          | 100,000     | 7,830,112 | 7,984,596   | △235,028 | 8,532,562  |

| 項目                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|------------------------|-------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |           |
| 平成24年4月1日 期首残高              | △17,133          | △17,133                | 5,626 | 8,644,557 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                        |       |           |
| 剰余金の配当                      |                  |                        |       | △381,855  |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩し           |                  |                        |       | -         |
| 当期純利益                       |                  |                        |       | 493,153   |
| 自己株式の取得                     |                  |                        |       | △309,955  |
| 自己株式の処分                     |                  |                        |       | 75,154    |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額) | 59,156           | 59,156                 | 1,125 | 60,281    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 59,156           | 59,156                 | 1,125 | △63,221   |
| 平成25年3月31日 期末残高             | 42,022           | 42,022                 | 6,751 | 8,581,336 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 2年～60年

機械及び装置 2年～17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3,984,033千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 4,243,000株 | 一株         | 一株         | 4,243,000株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 159株       | 199,200株   | 48,300株    | 151,059株  |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加199,200株は、従業員持株会信託型E S O P導入により取得したものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少48,300株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したものであります。
3. 自己株式数には、当事業年度末日において、従業員持株会信託口が所有する当社株式150,900株を含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成24年6月26日開催の第47期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 212,142千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 50円
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年6月27日

ロ. 平成24年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 169,713千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成24年9月30日
- ・ 効力発生日 平成24年11月29日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金7,116千円を含めております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成25年6月26日開催の第48期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 169,713千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月27日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金6,036千円を含めております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            |          |
|------------|----------|
|            | 第1回新株予約権 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 37,400株  |
| 新株予約権の残高   | 374個     |

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 繰延税金資産（流動）      |                  |
| 未払事業税           | 22,894千円         |
| 未払事業所税          | 4,670千円          |
| 役員賞与引当金         | 6,613千円          |
| 未払賞与            | 62,394千円         |
| 未払費用            | 3,091千円          |
| ポイント引当金         | 174,094千円        |
| 繰延税金資産（流動）合計    | <u>273,759千円</u> |
| 繰延税金負債（流動）      |                  |
| その他有価証券評価差額金    | <u>△87千円</u>     |
| 繰延税金負債（流動）合計    | <u>△87千円</u>     |
| 繰延税金資産（流動）の純額   | <u>273,672千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）      |                  |
| 一括償却資産          | 13,785千円         |
| 減損損失            | 51,789千円         |
| 減価償却限度超過額       | 13,874千円         |
| 貸倒引当金           | 9,054千円          |
| 会員権評価損          | 7,774千円          |
| 投資有価証券評価損       | 5,482千円          |
| 未払退職金           | 36,126千円         |
| 資産除去債務          | 97,129千円         |
| 小計              | <u>235,017千円</u> |
| 評価性引当額          | <u>△34,093千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）合計    | <u>200,923千円</u> |
| 繰延税金負債（固定）      |                  |
| 固定資産圧縮積立金       | △9,689千円         |
| その他有価証券評価差額金    | △13,810千円        |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | <u>△28,663千円</u> |
| 繰延税金負債（固定）合計    | <u>△52,163千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）の純額   | <u>148,759千円</u> |
| 繰延税金資産の純額       | <u>422,431千円</u> |



- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 38.0%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 4.5%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.2%        |
| 住民税均等割               | 2.5%         |
| その他                  | △0.8%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>44.0%</u> |

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 1,378千円 |
| 減価償却費相当額 | 1,285千円 |
| 支払利息相当額  | 11千円    |

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的の債券及び業務上の関係を有する企業等の株式であり、債券は債券発行体の信用リスク、株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払消費税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金は、「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。なお、長期借入金は、金利変動リスクに晒されております。

長期未払金は、退職金制度の打切支給に係る債務であり、退職時に支給する予定であります。

これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                    | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------|---------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金           | 3,210,331     | 3,210,331 | —       |
| ② 売掛金 (※)          | 1,130,192     | 1,130,192 | —       |
| ③ 有価証券<br>及び投資有価証券 | 400,570       | 400,570   | —       |
| ④ 敷金及び保証金          | 826,549       | 776,684   | △49,865 |
| 資産計                | 5,567,643     | 5,517,778 | △49,865 |
| ① 買掛金              | 140,091       | 140,091   | —       |
| ② 未払金              | 799,342       | 799,342   | —       |
| ③ 未払法人税等           | 254,187       | 254,187   | —       |
| ④ 未払消費税等           | 48,640        | 48,640    | —       |
| ⑤ 長期借入金            | 235,756       | 235,756   | —       |
| ⑥ 長期未払金            | 100,987       | 90,120    | △10,866 |
| 負債計                | 1,579,004     | 1,568,138 | △10,866 |

(※) 売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金 ②未払金 ③未払法人税等 ④未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

長期借入金は、短期間で市場金利を反映する変動金利であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

⑥長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内(千円)  |
|-------------------|-----------|
| 現金及び預金            | 3,210,331 |
| 売掛金               | 1,130,192 |
| 有価証券              |           |
| その他有価証券のうち満期があるもの |           |
| その他               | 100,000   |
| 合計                | 4,440,523 |

### 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

長期借入金は、「(1) 金融商品の状況に関する事項」に記載したとおりの借入であり、返済予定額については、従業員持株会が信託口から当社株式を購入する際の株価等により変動いたします。よって、返済予定額を合理的に見積ることが困難なため、返済予定額は記載していません。

### 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 9. 関連当事者との取引に関する注記

#### 提出会社の役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金又<br>は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                                                         | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----------------|-----|----------------------|---------------|----------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 犬塚 雅大          | -   | -                    | 当社<br>代表取締役   | (被所有)<br>直接33.17           | -             | 所有当社株式取得 (「日本<br>トラスティ・サービス信託銀<br>行(信託口) (従業員持株会<br>信託口)」で取得) | 309,955      | -  | -            |

(注) 1. 上記取引の売買単価は平成24年5月17日における市場価格の終値である1,556円で算定し平成24年5月18日付で199,200株を取得しております。

2. 当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会においてその詳細を決議しております。この導入に伴い平成24年5月18日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (以下「従業員持株会信託口」といいます。) が当社株式199,200株を取得しております。当該株式給付信託に関する会計処理については、経済実態を重視する観点から、当社と従業員持株会信託口は一体であるとする会計処理をしております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,097.13円
- (2) 1株当たり当期純利益 120.46円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均株式数については、従業員持株会信託口が所有する自己株式を控除して算定しております。

## 11. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類        | 減損損失    |
|----|----|-----------|---------|
| 盛岡 | 店舗 | 工具、器具及び備品 | 800千円   |
| 草加 | 店舗 | 建物他       | 6,003千円 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6,803千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物5,663千円、工具、器具及び備品1,139千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

## 12. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

### (2) 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金掛金

22,426千円

### 1 3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パピリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数（15年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に1.744%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パピリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数（主に50年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.585%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の増減

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 期首残高            | 264,171千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 12,553千円  |
| 時の経過による調整額      | 4,265千円   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △8,460千円  |
| 期末残高            | 272,530千円 |

### 1 4. 追加情報

（従業員持株会信託型E S O P）

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」）の導入を決議しております。

本制度では、当社が「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（従業員持株会信託）を設定し、当社株式を譲渡していく目的で設立する従業員持株会信託口が、今後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従業員持株会信託口の債務を保証しており、当社と従業員持株会信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、従業員持株会信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末日において、従業員持株会信託口が所有する当社株式数は150,900株であります。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

|          |                |
|----------|----------------|
| 株式会社シーボン | 監査役会           |
| 常勤監査役    | 石原 栄 一 ⑩       |
| (社外監査役)  | 社外監査役 古川 雅 一 ⑩ |
| 社外監査役    | 社外監査役 土屋 奈 生 ⑩ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は169,713,640円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) より機動的な資本政策を図ることを可能にするため、自己株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。
- (2) 株主の皆様への一層の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するものであります。
- (3) 株主名簿管理人及び事務取扱場所を取締役会決議で決定することや、株主名簿の備置・作成事務については株主名簿管理人に委託していることを明記するものであります。
- (4) 経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (5) 剰余金の配当等をより機動的に実施することが可能となるよう、決定機関を取締役会に変更するものであります。
- (6) 上記変更に伴う条数の繰り下げ、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第7条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> | <p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買い増し)</u></p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第12条～第19条（条文省略）<br/>（任 期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第34条（条文省略）<br/>（期末配当金）</p> <p>第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 （条文省略）</p> | <p>第14条～第21条（現行どおり）<br/>（任 期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削 除）</p> <p>第23条～第36条（現行どおり）<br/>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第39条 （現行どおり）</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役3名を減員し、また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、監督機能を充実させるため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                          | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1         | いぬ づか まさ ひろ<br>犬塚 雅大<br>(昭和29年6月13日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>昭和53年9月 当社美容部長<br>昭和56年9月 当社取締役営業部長<br>昭和59年9月 当社取締役副社長<br>昭和61年7月 当社代表取締役社長<br>平成17年12月 当社代表取締役会長（現任）                                                 | 1,406,960株   |
| 2         | かね こ やす よ<br>金子 靖代<br>(昭和34年7月17日生)   | 昭和55年4月 (株)秋山愛生館（現 (株)スズケン）入社<br>昭和59年3月 当社入社<br>平成12年4月 当社管理本部長<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社専務取締役<br>平成15年4月 当社営業本部担当<br>平成16年9月 当社取締役副社長<br>平成17年12月 当社代表取締役社長（現任） | 63,900株      |
| 3         | す ぎ たか のり<br>諏佐 貴紀<br>(昭和48年1月24日生)   | 平成9年10月 (株)ダイナック入社<br>平成12年8月 当社入社<br>平成19年6月 当社執行役員 管理本部部長<br>平成20年6月 当社取締役（現任）<br>管理部担当（現任）                                                                          | 5,000株       |
| 4         | あけ みね れい こ<br>朱峰 玲子<br>(昭和33年8月23日生)  | 平成2年10月 (株)エマーズ入社<br>平成12年6月 当社入社<br>平成17年6月 当社執行役員<br>管理部部長システム担当<br>平成19年2月 当社営業本部部長<br>平成20年6月 当社取締役（現任）<br>営業推進部担当（現任）                                             | 10,000株      |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 5         | みかみなおこ<br>三上直子<br>(昭和36年3月12日生)          | 昭和58年4月 味の素(株) 入社<br>平成19年4月 武蔵野大学客員教授(現任)<br>平成22年1月 当社入社<br>平成23年6月 当社執行役員 生産部担当<br>平成24年6月 当社取締役(現任)<br>生産部担当(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 400株             |
| 6         | たかはしけん<br>高橋健<br>(昭和21年8月3日生)            | 昭和44年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行<br>(株) 入社<br>平成4年4月 欧州三井信託銀行(株)<br>取締役社長<br>平成8年10月 欧州三井信託銀行(株)<br>取締役会長 兼<br>三井トラストインターナショナル(株)取<br>締役会長<br>平成10年9月 プルデンシャル三井トラスト投信(株)取<br>締役営業部長<br>平成13年6月 新光証券(株)(現 みずほ証券(株)) 執行役<br>員<br>平成14年5月 同社常務執行役員<br>平成16年11月 新光証券(香港)有限公司取締役 兼務<br>平成17年6月 新光証券セキュリティーズ・ホールディ<br>ングス・インク(株)<br>代表取締役社長 兼務<br>平成21年4月 みずほ証券(株)<br>シニアアドバイザー<br>平成21年6月 当社取締役(現任)<br>平成22年5月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザ<br>ーズ(株)取締役会長 | 一株               |
| 7         | しらいしますみ<br>白石真澄<br>(昭和33年11月6日生)<br><新任> | 昭和53年4月 大阪府農林水産部 入庁<br>昭和62年4月 (株)西武百貨店 入社<br>平成元年5月 (株)ニッセイ基礎研究所 入社<br>平成14年4月 東洋大学経済学部 助教授<br>平成18年4月 東洋大学経済学部 教授<br>平成19年4月 関西大学政策創造学部 教授(現任)<br>政策学科長(現任)<br>平成22年6月 (株)JPホールディングス 取締役(現<br>任)                                                                                                                                                                                                                                     | 一株               |

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成25年3月31日現在の状況であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 高橋健氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、白石真澄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本株主総会の第3号議案が原案どおり承認可決され、白石真澄氏が社外取締役役に就任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 高橋健氏及び白石真澄氏は、社外取締役候補者であり、その経営者としての経験・知見は以下の通りであります。
- (1) 高橋健氏は、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において4年間となります。
- (2) 白石真澄氏は、民間企業での経験、大学での研究や教授としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者としての独立性
- (1) 高橋健氏及び白石真澄氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 高橋健氏及び白石真澄氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 高橋健氏及び白石真澄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
6. 本株主総会の第3号議案が原案どおり承認可決され、白石真澄氏が社外取締役役に就任された場合は白石真澄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、また、高橋健氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。



#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 石原栄一氏及び古川雅一氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1         | なか ざわ<br>中 沢 ひろみ<br>(昭和39年9月10日生)<br><新 任>     | 昭和63年4月 (株)三井銀行(現 (株)三井住友銀行) 入行<br>平成7年10月 太陽監査法人(現 太陽 A S G有限責任<br>監査法人) 入所<br>平成10年1月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任<br>監査法人) 入所<br>平成11年4月 公認会計士登録<br>平成24年9月 日本電産(株) 入社(現任)<br>(平成25年6月退職予定) | 一株                        |
| 2         | おお い ちと み<br>大 井 素 美<br>(昭和52年2月27日生)<br><新 任> | 平成11年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査<br>法人トーマツ) 入所<br>平成14年4月 公認会計士登録<br>平成18年5月 大井公認会計士事務所 開業(現任)<br>平成20年6月 (株)ルーキー 取締役(現任)<br>平成22年5月 (株)セイムポート 取締役(現任)                                      | 100株                      |

- (注) 1. 各監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成25年3月31日現在の状況であります。
2. 中沢ひろみ氏及び大井素美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 中沢ひろみ氏及び大井素美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本株主総会の第4号議案が原案どおり承認可決され、中沢ひろみ氏及び大井素美氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 中沢ひろみ氏及び大井素美氏は、社外監査役候補者であり、その経営者としての経験・知見は以下の通りであります。
- (1) 中沢ひろみ氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 大井素美氏は、公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 中沢ひろみ氏及び大井素美氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

- (2) 中沢ひろみ氏及び大井素美氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
  - (3) 中沢ひろみ氏及び大井素美氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
6. 本株主総会の第4号議案が原案どおり承認可決され、中沢ひろみ氏及び大井素美氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、以下の要領にて当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び、募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いいたします。

当社の取締役の報酬額は、平成11年6月開催の第34期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただいております。また別枠で、平成22年6月開催の第45期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能である旨をご承認いただいております。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと本株主総会終結の時をもって対象となる当社取締役（社外取締役を除く）の員数は5名となります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

1. 取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

新株予約権の数は、300個を上限とし、内容は下記のとおりとする。

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 30,000株（各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。）を上限とする。

但し、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の

記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満は切り上げ)とする。但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、合併、会社分割、株式交換、株式移転、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とする場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は新株予約権者に対して、予め、その旨並びにその事由、調整後の権利行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会において行使価額の調整を適切に行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過する日の翌日から7年を経過する日。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時においても、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
- ii 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
- iii その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会の決議により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ii 新株予約権者が、当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。但し、任期満了による退任又は定年退職による場合を除く。
  - iii 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合、その保有する未行使の新株予約権全部について無償で取得することができる。
  - iv 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合には、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。
- (8) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（1）に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（2）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（4）に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記（7）に準じて決定する。

（9）新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、これを発行しない。

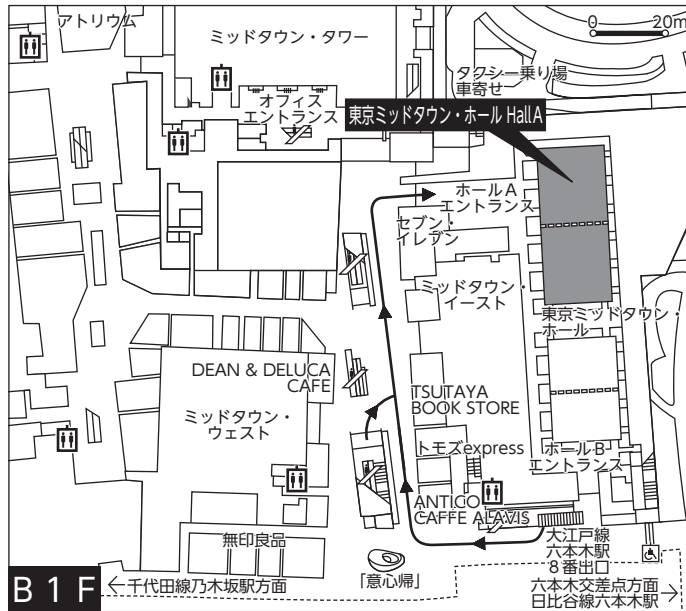
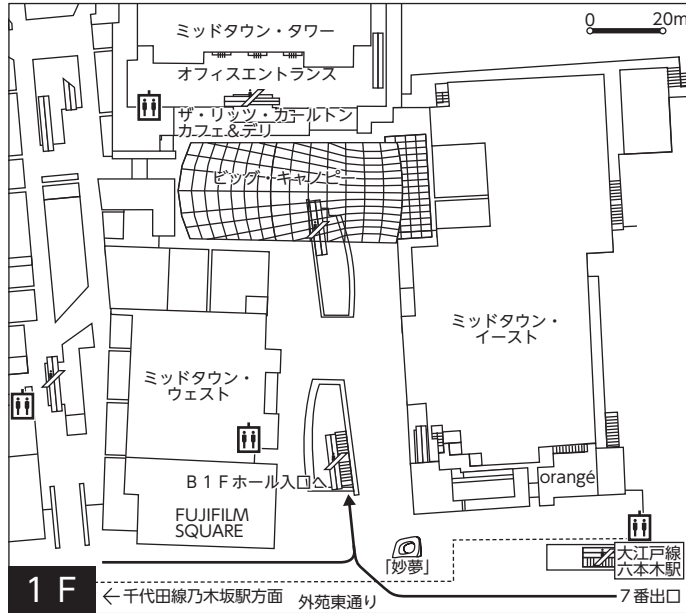
（10）新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

4. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

以上

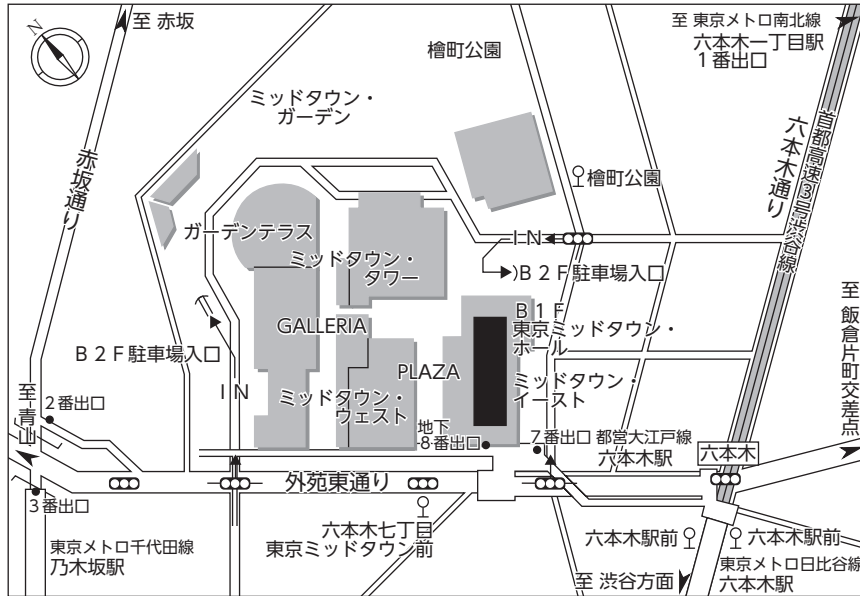
「会場ご案内図（拡大）」



# 株主総会 会場ご案内図

(詳細は裏面をご参照ください)

会 場 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA



(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最寄駅 六本木駅

都営大江戸線 : 地下8番出口より直結

東京メトロ日比谷線 : 4a出口側から地下通路を経由し、地下8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線 : 3番出口より徒歩約3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい  
植物油インキを使用して印刷  
しています

